

市第79号議案

横浜市学齡児童生徒就学奨励条例及び横浜市就学奨励対策審議会条例の一部改正

横浜市学齡児童生徒就学奨励条例及び横浜市就学奨励対策審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市学齡児童生徒就学奨励条例及び横浜市就学奨励対策審議会条例の一部を改正する条例

（横浜市学齡児童生徒就学奨励条例の一部改正）

第1条 横浜市学齡児童生徒就学奨励条例（昭和26年10月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「により」を「の趣旨を踏まえ」に改め、「就学困難な学齡児童」の次に「（市立小学校又は市立義務教育学校の前期課程に在学する児童をいう。）」を、「学齡生徒（」の次に「市立中学校又は市立義務教育学校の後期課程に在学する生徒をいう。）（就学予定者（翌学年の初めから市立小学校、市立中学校又は市立義務教育学校に入学しようとする者をいう。）を含む。」を加える。

第2条中「居住し、市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校に在学する」を「居住する」に改める。

第3条第1項中「在学する」を「在学し、又は入学しようとする」に改め、同条第2項中「校長は」の次に「、必要に応じて」を加え、「申請書に添付しなければならない」を「、申請書に添

付するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、委員会が必要があると認める場合には、申請書を当該校長を経ないで委員会に提出することができる。この場合において、委員会は、奨励金の交付を受けようとする者に対し、家庭の事情に関する申告を求めることができる。

第6条第1項中「在学する」を「在学し、又は入学しようとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が必要があると認める場合は、当該校長を経ないで交付することができる。

(横浜市就学奨励対策審議会条例の一部改正)

第2条 横浜市就学奨励対策審議会条例(昭和39年6月横浜市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第1条中「学令児童、生徒」を「学齢児童(市立小学校又は市立義務教育学校の前期課程に在学する児童をいう。)及び学齢生徒(市立中学校又は市立義務教育学校の後期課程に在学する生徒をいう。)(就学予定者(翌学年の初めから市立小学校、市立中学校又は市立義務教育学校に入学しようとする者をいう。))を含む。以下「学齢児童等」という。)」に、「付属機関」を「附属機関」に改める。

第2条第1項第1号中「学令児童、生徒」を「学齢児童等」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第2条

及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市学齢児童生徒就学奨励条例の規定に基づく就学奨励金の交付の申請の手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提 案 理 由

就学奨励金の受給者資格を変更する等のため、横浜市学齢児童生徒就学奨励条例及び横浜市就学奨励対策審議会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（目的）

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定の趣旨を踏まえ、経済的理由のため就学困難な学齢児童（市立小学校又は市立義務教育学校の前期課程に在学する児童をいう。）及び学齢生徒（市立中学校又は市立義務教育学校の後期課程に在学する生徒をいう。）（就学予定者（翌学年の初めから市立小学校、市立中学校又は市立義務教育学校に入学しようとする者をいう。）を含む。）以下「学齢児童等」という。）の就学を奨励することを目的とする。

（奨励金を受けることのできる者）

第2条 この条例により就学奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けることのできる者は、横浜市内に居住する居住し、市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校に在学する学齢児童等の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けていない生活困窮者とする。

（交付申請）

第3条 奨励金の交付を受けようとする者は、就学奨励金交付申請書（以下「申請書」という。）を学齢児童等の在学し、又は入学しようとする学校の校長を経て教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、校長は、必要に応じて家庭の事情に関する調書を作成し、申請書に添付するものとする申請書に添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、委員会が必要があると認める場合には、申請書を当該校長を経ないで委員会に提出することができる。この場合において、委員会は、奨励金の交付を受けようとする者に対し、家庭の事情に関する申告を求めることができる。

(奨励金の交付)

第6条 奨励金は、学齢児童等の在学し、又は入学しようとする学校在学する学校の校長を経て交付する。ただし、委員会が必要があると認める場合は、当該校長を経ないで交付することができる。

(第2項省略)

横浜市就学奨励対策審議会条例（抜粋）

(上段 改正案
下段 現行)

(設置)

第1条 横浜市における学齢児童（市立小学校又は市立義務教育学校学令児童、生徒
校の前期課程に在学する児童をいう。）及び学齢生徒（市立中学校又は市立義務教育学校の後期課程に在学する生徒をいう。）（就学予定者（翌学年の初めから市立小学校、市立中学校又は市立義務教育学校に入学しようとする者をいう。）を含む。以下「学齢児童等」という。）の就学の万全を期するため、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関
附属機関として、横浜市就学奨励対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童等
学令児童、生徒

市第79号

の調査方法~~及び~~
並びに選定基準に関すること。

(第2号及び第2項省略)